

公益財団法人への移行について

平成20年12月に公益法人制度改革のため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行され、従来の財団法人は平成25年11月末までに新法人に移行することとなりました。

こうした状況を受け、平成22年10月に理事会及び評議員会を開催し、今後の対応を検討した結果、全会一致で公益財団法人に移行することが議決されました。そこで、同年11月に公益財団法人への移行申請を行ない、東京都公益認定等審議会の公益認定の答申を得て、平成23年4月1日から新たな公益法人として出発するものです。

公益財団法人台東区芸術文化財団は、平成11年4月に設立された「財団法人台東区芸術文化財団」の設立理念を継承し、芸術・文化・スポーツの振興を通じて明るく豊かな地域社会の実現に寄与しようとするものです。

平成23年 4月 1日
公益財団法人 台東区芸術文化財団